

「中小・小規模事業者実態把握調査」業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「中小・小規模事業者実態把握調査」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案資格）

第3条 本プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 「令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」の営業種目に「320 各種調査企画」の登録があり、細目として、A「市場・世論調査」及びB「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録していること。（登録順位は不問）
- (2) 所在地区分を「市内」、企業規模を「中小企業」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

（事業期間）

第4条 委託期間は契約を締結した日から令和4年2月28日までとする。

（参加表明手続き）

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第8条 事業を受託する事業者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 緊急雇用創出に関する評価

- ア 募集手法について
- イ 採用基準について
- ウ 雇用者数について
- エ 雇用期間について

(2) 提案内容に関する評価

- ア 業務目的の理解度
- イ 効果検証の全体像の提示
- ウ 具体的な調査手法の提示
- エ データ分析能力
- オ 受託に必要な専門的知識
- カ スケジュール管理について
- キ 情報管理について
- ク 業務報告について

(3) 実施体制に関する評価

- ア 従事スタッフの構成・人数など
- イ 類似業務の受託実績

(4) 費用に関する評価

- ア 総事業費の見積について
- イ 人件費の見積について

(5) 企業としての取組に関する視点

企業としての取組に関しては下記項目を1点の加点とする。

ア ワークライフバランスに関する取組

- (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)。
- (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)。
- (ウ) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている。

(エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。

イ 障害者雇用に関する取組

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%を達成している(従業員 45.5 人以上)、又は、障害者を 1 人以上雇用している(従業員 45.5 人未満)。

ウ 健康経営に関する取組

健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラス AAA 若しくはクラス AA の認証

2 「令和元・2 年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」において、市内の中小企業として登録されている場合、5 点の加点とする。

3 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第 9 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びウエイト並びに評価基準の確認

(3) ヒアリング

(4) プロポーザルの評価結果の通知

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局商業振興課長

副委員長 経済局副局長

委員 経済局総務課長

経済局経営・創業支援課長

経済局企画調整課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数が、満点の 5 分の 3 以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

6 評価点の合計が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

(1) 加重項目の合計得点が上位の者

(2) 加重項目に 4 点(やや劣る)以下の評価がない者

7 委員長は、評価結果を経済局業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第 10 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 11 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(停止条件)

第12条 令和3年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附則

この要領は、令和3年1月26日から施行する。